

令和3(2021)年1月

本学在学学生、新入学希望者、  
ご家族のみなさま

令和3(2021)年度 前期授業 実施方針

東京家政大学  
東京家政大学短期大学部  
学長 山本和人

基本的な体調管理を行い体調不良時には積極的に休みを取ることができる環境を整え、なお多人数の「酒席」を伴う「会食」を極力避ける学生・教職員の生活態度、衛生習慣が必要であることを改めて注意喚起し、学内では、入構時の検温、手指消毒と換気の徹底、教室定員制限などの感染防止対策をより一層徹底するとともに、東京家政大学・東京家政大学短期大学部における教育内容の質保証の観点重視し、大学に対する社会的な要請の大きさを踏まえ、各学科、各学年で、実験・実習・実技・演習科目を中心に講義科目を含め、当面30%、最低50%を目途にできるだけ対面授業を実施してゆくことを原則とします。  
なお、対面授業に欠席となる学生に不利益とならない配慮は継続して実施します。

教室定員超過等に対応する感染防止対策のため、また、大学が教育上効果があると認めた遠隔授業は、本学遠隔授業実施委員会の「東京家政大学におけるメディア授業ガイドライン」に沿って実施することとします(令和3(2021)年度以降の本学の遠隔授業は、令和2(2020)年度に急遽実施した「オンライン授業」と区別し、以下、大学設置基準上の表記にある「メディア授業」と記載することとし、設置基準の内容を満たすよう努力する)。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により、本学の活動指針に基づき、対面授業の一部または全部をメディア授業に移行する場合があります。学生の皆さんのPC、通信環境の整備にご協力ください。

現状認識

昨年の今頃世界のだれも予想しなかった2020年、2021年となり、新型コロナウイルスパンデミックから約9か月、初めての冬の低温と乾燥の季節のなか、日本も第3波の感染拡大局面から非常事態宣言が発出される事態となっています。感染拡大の一方、感染症への対応も、かなりわかってきました。十分な感染防止策をとった大学の対面授業では、感染が拡大する可能性は少なく、学校外での酒席を伴う飲食の場面等に感染の起点があることが明確になっています。大学が原則遠隔授業であるような社会状況では、7月の東京オリンピック開催は、想像できません。

現状で、本学の令和3(2021)年4月以降 前期授業 実施方針を検討する際、対面授業が大学における教育の重要な要素であること、令和2(2020)年度の授業において、感染症対策として原則オンラインの遠隔授業とした中、学校に登校できず、孤独の中に困難を極めた学生の皆さん、大学の活動へご要望とご批判を頂いたご家族の皆様をはじめとした社会的要請から、対面授業の比率を上げる方向の対応をとる必要があります。

法令通知

R2.7.27 文部科学省大学振興課の事務連絡に、学則記載・単位上限といった法令上の規則に係らず遠隔授業についての特例措置を令和2年度と同様に令和3(2021)年度も適用することの記載があります。新型コロナウイルスについて令和3(2021)年度当初から通常に戻ることは難しいと想定する連絡です。

以上